

るのは「2月」に改める。

第192条中「第17条の10」を「第17条の12」に改める。

第203条第2項第10号中「第107条第2項」を「第61条の17第2項」に改める。

第204条中「第74条、第76条、第79条」を「第61条の11、第61条の13、第61条の16、第61条の17」に、「及び第102条から第108条まで」を「、第102条から第106条まで及び第108条」に、「あり、第76条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに」を「あるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第61条の11第2項中「この款」とあるのは「第9節第4款」と、第61条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、「」に改める。

(金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第5条 金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第49号。附則第3条において「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

第40条中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第40条に次の1項を加える。

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第41条第2項に次の1号を加える。

(6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第61条第1項中「当該非常災害時における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下「」及び「」という。)」を削る。

第64条を次のように改める。

第64条 削除

第66条第2項第8号中「第64条第2項」を「次条において準用する第40条第2項」に改める。

第67条中「、第39条」を「から第40条まで」に、「読み替える」を「、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第87条第2項第7号中「第64条第2項」を「第40条第2項」に改める。

第88条中「第39条」の次に「、第40条」を加え、「、第63条及び第64条」を「及び第63条」に改め、「第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、」の次に「第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、」を加え、「、第64条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

(金沢市介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の入所定員、人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 金沢市介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の入所定員、人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第50号)の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第33条第2項第4号中「に規定」を「の規定」に改める。

附則第9条第1項中「から引き続き」を「引き続き」に改める。

(金沢市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 金沢市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第51号)の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

(金沢市介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第8条 金沢市介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第52号)の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

(金沢市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第9条 金沢市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第53号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項第1号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

(金沢市老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第10条 金沢市老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第54号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項及び第5項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第45条第12項中「指定短期入所生活介護事業所等又は」の次に「指定地域密着型通所介護事業所（金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第48号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第61条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）若しくは」を加え、「金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第48号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）」を「指定地域密着型サービス基準条例」に改める。

（金沢市社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第11条 金沢市社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第55号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に、「同条第25項」を「同条第26項」に、「同条第23項」を「同条第24項」に、「同条第24項」を「同条第25項」に改める。

第23条第1項第1号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

（金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第12条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第56号）の一部を次のように改正する。

第97条第1号中「以下同じ。）であって」を「）又は指定地域密着型通所介護事業者（金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第48号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第61条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）

（以下「指定通所介護事業者等」という。）であって」に、「以下同じ。）を」を「）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第61条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を」に改め、同条第2号中「以下同じ。）の食堂」を「）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第61条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂」に改め、「第103条第2項第1号」の次に「又は指定地域密着型サービス基準条例第61条の5第2項第1号」を加え、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第3号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

第98条中「金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及

び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第48号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）を「指定地域密着型サービス基準条例」に改める。

第151条第1号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第2号及び第3号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

第161条第1号中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第2号及び第3号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

（金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第13条 金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号）の一部を次のように改正する。

第62条の見出し中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改め、同条中「指定通所介護事業者をいう。）」の次に「又は指定地域密着型通所介護事業者（金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第48号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第61条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）」を加え、「以下同じ。）を提供する」を「）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第61条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を提供する」に、「当該指定通所介護を」を「当該指定通所介護等を」に、「指定通所介護事業所をいう。以下同じ」を「指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第61条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という）」に、「当該指定通所介護事業所」を「当該指定通所介護事業所等」に改め、同条第1号中「機能訓練室」の次に「（指定居宅サービス等基準条例第103条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準条例第61条の5第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。）」を加え、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第2号中「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第3号中「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改める。

第62条の2中「金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第48号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）」を「指定地域密着型サービス基準条例」に改める。

（金沢市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第14条 金沢市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年条例第59号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

(金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例附則第4条の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第2条の規定による改正前の金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第15条 金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第21号)附則第4条の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第2条の規定による改正前の金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第99条第1項第3号中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を「指定通所介護事業者をいう。）」又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第61条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。))(以下「指定通所介護事業者等」という。))に、「指定通所介護をいう。以下同じ。))」を「指定通所介護をいう。))又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準条例第61条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。))(以下「指定通所介護等」という。))に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第8項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「第7項まで」を「第6項まで又は指定地域密着型サービス基準条例第61条の3第1項から第7項まで」に改める。

第101条第6項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「第4項まで」を「第3項まで及び第5項又は指定地域密着型サービス基準条例第61条の5第1項から第3項まで及び第5項」に、「前各項」を「第1項から第3項まで及び前項」に改める。

第108条第2項第5号中「次条において準用する第37条第2項」を「前条第2項」に改める。

第114条第7項中「第6項」を「第5項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「整備法」という。)附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、平成28年3月31日までに、同項に規定する厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、同年4月1日から指定地域密着型サービス基準条例第84条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、指定地域密着型サービス基準条例第88条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

第3条 整備法附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、平成28年3月31日までに、同項に規定する厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、同年4月1

日から指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第50条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

(金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表第99条第1項第3号の項中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を「指定通所介護事業者をいう。）」又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第61条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。))(以下「指定通所介護事業者等」という。))に、「指定通所介護をいう。以下同じ。))」を「指定通所介護をいう。))又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準条例第61条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。))

(以下「指定通所介護等」という。))に、「又は指定通所介護」を「又は指定通所介護等」に改め、同表第99条第8項の項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「第7項まで」を「第6項まで又は指定地域密着型サービス基準条例第61条の3第1項から第7項まで」に改め、同表第101条第6項の項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「第4項まで」を「第3項まで及び第5項又は指定地域密着型サービス基準条例第61条の5第1項から第3項まで及び第5項」に改め、同条第2項の表第114条第7項の項中「第6項」を「第5項」に改める。

金沢市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

金沢市長 山 野 之 義

## ◎金沢市条例第30号

金沢市公園条例の一部を改正する条例

金沢市公園条例(昭和39年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「第7号」を「第8号」に、「第8号」を「第9号」に改め、同項中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

### (4) 金沢プール

第3条の3中「次の表」を「別表第1」に改め、同条の表を削る。

第10条第1項中「別表第1」を「別表第1の2」に改め、「第3条の2第1項の規定による許可を受けた者」の次に「(金沢プールの使用の許可を受けた者を除く。))」を加え、同条第2項中「必要」を「必要がある」に、「場合において」を「とき」に改め、同条第3項中「還付しない」を「、還付しない」に、「、使用が」を「使用が」に改める。

第11条第3項中「者」の次に「(金沢プールの使用の許可を受けた者を除く。))」を加

える。

第11条の2を第11条の4とし、第11条の次に次の2条を加える。

(利用料金)

第11条の2 第3条の2第1項の規定による許可を受けた者（金沢プールの使用の許可を受けた者に限る。以下「利用者」という。）は、第16条第4項の規定により市長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に対し、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表第6及び別表第7に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。
- 3 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の定めるところにより、利用料金を減免することができる。
- 4 利用者は、第1項の規定にかかわらず、利用料金を指定管理者が発行する金沢プール利用回数券によって支払うことができる。
- 5 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、利用者の責めによらない事由で使用ができなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金徴収の時期)

第11条の3 利用料金は、許可の際全額を徴収する。

- 2 指定管理者は、金沢プールの利用促進を図るため、金沢プール利用券を発行することができる。
- 3 指定管理者は、第1項の規定にかかわらず、利用者について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、別に納期を指定して利用料金を支払わせることができる。
  - (1) 前項の規定に基づき発行する金沢プール利用券により金沢プールを使用する場合
  - (2) 指定管理者が特に必要があると認める場合

第14条中「（昭和22年法律第67号）」及び「（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」を削る。

第19条中「第3条」を「第1条の5、第3条、第4条から第8条まで及び第12条」に改め、「の規定」の次に「並びに第9条、第10条並びに第11条第1項及び第2項（法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の規定による許可に係る部分に限る。）の規定」を加える。

別表第1を別表第1の2とし、同表の前に次の1表を加える。

別表第1（第3条の3関係）

公 園 施 設 名	使 用 期 間	使 用 時 間
金沢市民野球場	1月4日から12月27日まで	午前6時から午後9時まで
金沢市民サッカー場	1月4日から12月27日まで	午前9時から午後7時まで
スポーツ交流広場	1月4日から12月27日まで	午前9時から午後9時まで
金沢プール	1月4日から12月27日まで (月曜日(その日が休日に当たるときは、その日の直後の休日以外の日)に当た	午前9時から午後9時まで

		る日を除く。)		
ジュニアスポーツコート		1月4日から12月27日まで	午前9時から午後7時まで	
本田圭佑クライフコート		1月4日から12月27日まで	午前9時から午後7時まで	
金沢市鳴和台 市民体育会館	体育館及び び会議室	1月4日から12月27日まで	午前9時から午後9時まで	
	プール	1月6日から12月27日まで (木曜日に当たる日を除く。)	1月から3 月まで及び 12月	午前10時から 午後9時まで
	4月から11 月まで		午前9時から 午後9時まで	
旧高峰家・旧検事正官舎		1月4日から12月28日まで	午前9時から午後5時まで	
卯辰山公園健 康交流センタ ー千寿閣	健康温浴 施設	1月4日から12月28日まで (水曜日に当たる日を除く。)	午前10時から午後3時まで	
	健康温浴 施設以外 の施設	1月4日から12月28日まで (水曜日に当たる日を除く。)	午前9時から午後5時まで	

備考 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。

別表第5の次に次の2表を加える。

別表第6（第11条の2関係）

金沢プールの利用料金

1 基本利用料金

区 分		団 体 使 用			個 人 使 用			
		専用面	使用の 単位	料 金	使用の 単位	料 金		高校生 以下
						一 般		
65歳以上	65歳未満							
プ ー ル	50メートルプ ール	全面	1時間	17,280円	1回	320円	540円	210円
		1コース	1時間	2,160円				
	25メートルプ ール	全面	1時間	8,640円				
		1コース	1時間	1,080円				
	多目的プール	全面	1時間	7,560円				
	25メートルサ ブプール	全面	1時間	5,400円				
		1コース	1時間	1,080円				
飛び込みプー ル	全面	1時間	6,480円					
飛び込みトレー ニング室		1時間	1,720円					
第1会議室		1時間	540円					



第2会議室		1時間	540円			
応接室		1時間	1,080円			
第1役員室		1時間	540円			
第2役員室		1時間	540円			

2 高齢者の団体が使用する場合の基本利用料金は、前項の表の規定にかかわらず、同表の基本利用料金の額の2分の1に相当する額とする。

3 入場料が有料の場合の基本利用料金（飛び込みトレーニング室並びに第1会議室、第2会議室、応接室、第1役員室及び第2役員室（第6項において「会議室等」という。）の基本利用料金を除く。）は、第1項の表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) アマチュアスポーツの場合 第1項の表に定める専用面の料金の5倍に相当する額

(2) 前号以外の場合 第1項の表に定める専用面の料金の10倍に相当する額

4 金沢プールの使用期間内の使用時間外の時間並びに使用期間外の使用期間内の時間及び使用時間外の時間に使用する場合の基本利用料金は、次の表のとおりとする。

区 分		団 体 使 用	個 人 使 用
(1) 使用期間内	使用時間外	1時間につき、前3項の規定による基本利用料金の額の1.5倍に相当する額	1回につき、第1項の規定によりそれぞれ定められている料金の額
(2) 使用期間外	使用期間内	前3項の規定によりそれぞれ定められている料金の額	1回につき、第1項の規定によりそれぞれ定められている料金の額
	使用時間外	1時間につき、前3項の規定による基本利用料金の額の1.5倍に相当する額	1回につき、第1項の規定によりそれぞれ定められている料金の額

5 附属設備を使用する場合は、次の表の額を別に徴収する。

区 分		使 用 の 単 位	料 金
大型映像装置		1時間	1,830円
放送設備		1時間	640円
移動式放送設備		1時間	970円
照 明 設 備	50メートルプール、25メートルプール及び多目的プール	2500ルクス	1時間 1,200円
		1500ルクス	1時間 840円
		500ルクス	1時間 290円
	25メートルサブプール	500ルクス	1時間 100円
	飛び込みプール	2500ルクス	1時間 690円
		1500ルクス	1時間 440円
500ルクス		1時間 150円	

- 6 会議室等において、冷房又は暖房の装置を使用するときは、基本利用料金の額の2割5分に相当する額を別に徴収する。
- 7 使用の単位が1時間として定められている場合において、使用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

## 備考

- 1 この表の各項の規定による額の合算額（この額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を利用料金とする。
- 2 前項の利用料金の額は、消費税法の規定に基づく消費税の額及び地方税法の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。

## 別表第7（第11条の2関係）

区 分	料 金
一般	8,100 円
高校生以下	3,240 円

## 備考

- 1 1か月利用券は、個人使用の場合にのみ使用することができる。
- 2 1か月利用券を使用することができる期間は、使用開始の日から起算して1か月とする。
- 3 この表に規定する料金の額は、消費税法の規定に基づく消費税の額及び地方税法の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。

## 附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 金沢プールの管理に関する業務を行わせるものを指定するための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

金沢市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

金沢市長 山 野 之 義

## ◎金沢市条例第31号

## 金沢市営住宅条例の一部を改正する条例

金沢市営住宅条例（平成9年条例第65号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号中「ア、イ又はウに掲げる場合」を「次のアからウまでに掲げる場合の区分」に、「それぞれア、イ又はウに掲げる」を「当該アからウまでに定める」に改め、同号ア中「入居者が身体障害者である場合その他の」を削り、同条第4項中「入居者が身体障害者である場合その他の」を削り、同項第3号中「小学校就学の始期に達するまでの」を「15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に改め、同項に次の1号を加える。

- (4) 入居者及びその配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）の年齢の合計が70歳以下である場合

## 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

金沢市まちなかにおける定住の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

金沢市長 山 野 之 義

## ◎金沢市条例第32号

金沢市まちなかにおける定住の促進に関する条例の一部を改正する条例

金沢市まちなかにおける定住の促進に関する条例（平成13年条例第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市定住の促進に関する条例

第1条中「本市のまちなか」の次に「及び郊外部」を加え、「住民等」を「市民」に、「まちなかにおける定住を」を「定住を」に改め、「より、」の次に「移住者等による人口の増加及び」を加える。

第2条第2項を次のように改める。

2 この条例において「郊外部」とは、まちなか以外の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項に規定する市街化区域である区域をいう。

第2条に次の1項を加える。

4 この条例において「移住者」とは、本市の区域内に移住して3年を経過しない者又は移住しようとする者で、次に掲げる要件に該当するものをいう。

(1) 本市及び本市に隣接し、又は近接する市町で市長が別に定める市町の区域内において現に勤務し、若しくは事業を営んでいること又は勤務し、若しくは事業を営む予定であること。

(2) 本市の区域内に移住する前に、本市の区域外に3年以上居住していたこと。

第3条第1項中「まちなかにおける」を削り、「土地の有効活用、住宅の質的向上」を「人口の定着、子育て家庭に適した居住環境の確保、住宅の質的向上、土地の有効活用」に改め、「安全で快適な居住環境、」を削り、「うるわしい」を「美しい」に改め、同条第2項中「まちなかにおける」を削り、「住民等」を「市民」に、「もと」を「下」に改める。

第4条中「まちなかにおける」を削り、第2号を削り、同条第1号中「良質な」を「子育て家庭に適した住宅その他良質な」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 移住者等の定着に関する事項

第4条第5号中「うるわしい」を「美しい」に改める。

第5条の見出し中「住民等」を「市民」に改め、同条中「住民等」を「市民」に改め、「まちなかにおける」を削る。

第6条中「まちなかにおける」を削る。

第7条中「まちなかに住宅」を「住宅」に、「住民等」を「者」に、「まちなかに住み続ける」を「本市の区域内に住み続ける」に改める。

第8条の見出し中「土地利用」を「まちなかにおける土地利用」に改める。

第9条の見出し中「1戸建て住宅」を「まちなかにおける1戸建て住宅」に改め、同条中「限る。）」を「限る。第12条第1項において同じ。）」に、「住民等」を「者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の財政的な援助をするに当たっては、移住者及び若年者の定着に配慮するものとする。

第10条第1項中「住民等」を「者」に改め、同条第4項中「金沢市まちなか定住促進会議」を「金沢市定住促進会議」に改め、同条第5項中「住民等」を「者」に改める。

第11条第4項中「金沢市まちなか定住促進会議」を「金沢市定住促進会議」に改める。

第16条を第17条とする。

第15条第2項中「まちなかにおける」を削り、同条第4項中「選任する」を「定める」に改め、同条を第16条とする。

第14条中「まちなかにおける」を削り、同条を第15条とする。

第13条の見出しを「(金沢市定住促進会議)」に改め、同条中「まちなかに」を「まちなか及び郊外部に」に、「金沢市まちなか定住促進会議」を「金沢市定住促進会議」に改め、同条を第14条とする。

第12条中「及び前条第5項」を「、第11条第5項及び前条」に改め、「まちなかにおける」を削り、「住民等」を「まちなか又は郊外部に居住しようとする者」に改め、同条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(郊外部における移住者の1戸建て住宅の建築等の促進)

第12条 市長は、郊外部における移住者の定住を促進するため、郊外部において、住宅基準に適合する1戸建ての住宅(都市計画法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例(平成12年条例第11号)第11条第1項に規定するまちづくり協定の締結に係るまちづくり計画その他の規則で定める建築物の規模、土地利用等に係る計画が定められた区域内に建築される住宅で、自己の居住の用に供するものに限る。以下この項において同じ。)を建築し、又は郊外部における住宅基準に適合する1戸建ての住宅若しくは共同住宅の専有部分を購入した移住者に対し、予算の範囲内において、財政的な援助をすることができる。

2 前項の財政的な援助をするに当たっては、若年者の定着に配慮するものとする。

#### 附 則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 金沢市都市計画法に基づく開発許可の基準に係る制限の緩和に関する条例(平成21年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条中「金沢市まちなかにおける定住の促進に関する条例」を「金沢市定住の促進に関する条例」に改める。

3 金沢市空き家等の適切な管理及び活用の推進に関する条例(平成27年条例第54号)の一部を次のように改正する。

第18条中「金沢市まちなかにおける定住の促進に関する条例」を「金沢市定住の促進

に関する条例」に改める。

- 4 この条例の施行の際現に改正前の金沢市まちなかにおける定住の促進に関する条例の規定に基づく金沢市まちなか定住促進会議の委員である者は、当該委員の任期が満了するまでの間は、改正後の金沢市定住の促進に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定に基づく金沢市定住促進会議の委員とみなす。
- 5 新条例第9条から第13条までの規定については、この条例の施行後5年を目途として、本市における定住の状況その他これらの規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて財政的な援助の廃止その他の必要な措置を講ずるものとする。

金沢市建築審査会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第33号

金沢市建築審査会設置条例の一部を改正する条例

金沢市建築審査会設置条例（昭和26年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「建築基準法」を「、建築基準法」に改め、「。以下「法」という。」を削り、「組織」の次に「、委員の任期」を加え、「の運営について」を「に関し」に、「定める」を「定めるものとする」に改める。

第7条の見出し中「審査会への」を削り、同条中「ついて」を「関し」に改め、同条を第8条とする。

第3条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第34号

金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市公営企業の設置等に関する条例（昭和41年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「400,000立方メートル」を「480,000立方メートル」に改め、同条第6項第2号中「8,987ヘクタール」を「8,992ヘクタール」に改め、同項第3号中

「430,040人」を「430,300人」に改め、同項第4号中「347,700立方メートル」を「267,600立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

金沢市ガス供給条例及び金沢市液化石油ガス供給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第35号

金沢市ガス供給条例及び金沢市液化石油ガス供給条例の一部を改正する条例

(金沢市ガス供給条例の一部改正)

第1条 金沢市ガス供給条例(昭和60年条例第48号)の一部を次のように改正する。

別表第2第3項第2号中「247円75銭」を「247円96銭」に改め、同表第4項第2号中「245円75銭」を「245円96銭」に改め、同表第5項第2号中「233円25銭」を「233円46銭」に改め、同表第6項第2号中「231円42銭」を「231円63銭」に改め、同表第7項第2号中「226円42銭」を「226円63銭」に改める。

(金沢市液化石油ガス供給条例の一部改正)

第2条 金沢市液化石油ガス供給条例(昭和63年条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1第3項第1号イ中「474円11銭」を「474円64銭」に改め、同項第2号イ中「455円86銭」を「456円39銭」に改め、同項第3号イ中「459円77銭」を「460円30銭」に改め、同項第4号イ中「448円27銭」を「448円80銭」に改め、同表第4項第1号イ中「465円1銭」を「465円54銭」に改め、同項第2号イ中「446円76銭」を「447円29銭」に改め、同項第3号イ中「450円67銭」を「451円20銭」に改め、同項第4号イ中「439円17銭」を「439円70銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年6月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の金沢市ガス供給条例の規定は、料金算定期間の末日が平成28年7月1日以後に属する料金算定期間の料金について適用する。
- 3 第2条の規定による改正後の金沢市液化石油ガス供給条例の規定は、料金算定期間の末日が平成28年7月1日以後に属する料金算定期間の料金について適用する。

金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第36号

金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

金沢市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項の表第1号の項中「0.86」を「0.88」に改め、同表第2号の項中「0.91（第1級又は第2級）」を「0.92（第1級）」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第5項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の附則第5条第2項及び第5項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた金沢市消防団員等公務災害補償条例第4条第3号に規定する傷病補償年金（以下この項において「傷病補償年金」という。）及び同条第2号に規定する休業補償（以下この項において「休業補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

平成28年(2016年)3月24日 印刷  
平成28年(2016年)3月24日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄